

農村景観保全のための「コンパクトファーム」の提案と実現化方策に関する研究

—現行法制度分析および行政ヒアリングを通じて—

日本大学 正会員 ○小泉 雄大
日本大学 正会員 横内 憲久
日本大学 正会員 岡田 智秀

1. 研究目的—わが国では減反政策による転作地の増加をはじめ、農業の主労働力の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加など農業経営問題が露呈している。こうした転作地や耕作放棄地の増加により、わが国の代表的な農村景観の一つである水田風景がモザイク状となり、わが国の原風景ともいえるその魅力が失われつつある。特に中山間地域においてその影響が大きく「農村景観日本一」の称号をもつ岐阜県恵那市岩村町富田地区(写真1)においても図1に示すようにこれらの問題が顕在化している¹⁾。

このような農村景観の問題は、施設や構造物の色・



写真1 岐阜県恵那市岩村町富田地区全景



図1 富田地区における耕作地の地理的特徴と景観的課題¹⁾

形といった表層部分の対応では解決できず、農業経営形態の改善という本質的な対策が求められる。現在、その方策として、農地のオーナー制度やボランティア制度が注目されているが、今後さらに進むであろう少子高齢・人口減少問題をふまえると、中山間地域におけるそうした担い手増強策には限界があると思われる。このことから今後の農村景観の保全方策の一つとして、見せるべき健全な農地を集落の中心に配し、余剰農地を集落外縁に移転して山林と景観的に融和させる、コンパクトな農村景観形成方策を構築すべきと考える。

この点につき、筆者らの先行研究¹⁾では、農業の生産人口に応じて、農地を縮小させつつ美しい農村景観を創出するための「コンパクトファーム」を提案し、その実現においては、農地の集積・集約、農地交換、農地山林化の3つの柱が重要となることを示した。

そこで本研究では「コンパクトファーム」の実現可能性について考究することを目的とし、「農村景観日本一」の富田地区を包含する岐阜県恵那市を対象として、現行法制度の分析と行政ヒアリングを通じてみた「コンパクトファーム」の実現可能性を考察する。

2. 研究方法—本稿では法制度^{2)~7)}および行政機関を対象とした表1に示す調査を実施する。

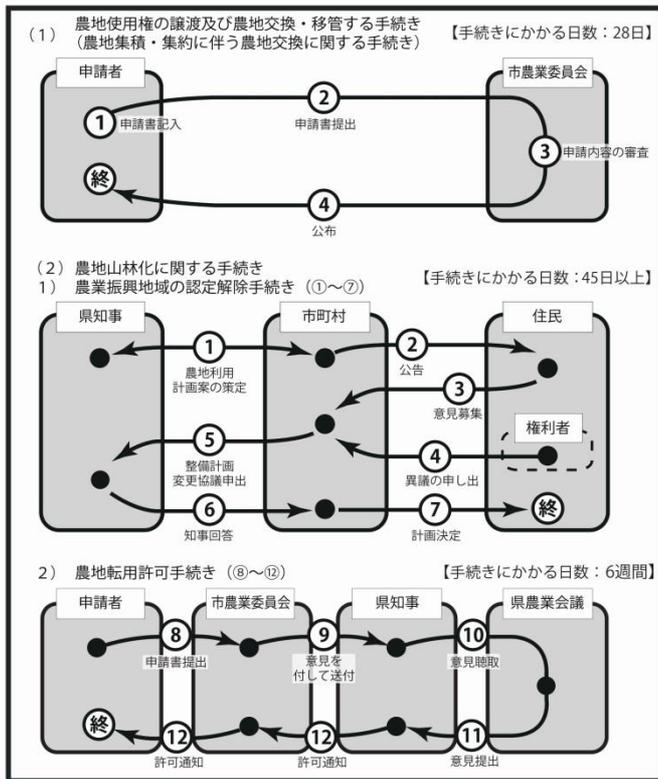
3. 結果および考察—上述した「コンパクトファーム」の実現にあたり、農地の集積・集約に伴う農地の交換および山林化において必要と思われる手順を表1の調査をもとにまとめたものが図2である。以降では、この図をもとに考察を行う。

表1 調査概要

調査方法①	法制度分析のためのWEB調査
調査期間	2014年9月2日(火)~2015年1月23日(金)
調査対象	農林水産省HP ²⁾ , 恵那市HP ³⁾ , みほま総合事務所HP ⁴⁾
調査内容	コンパクトファームを行う際に必要な法制度の分析
調査方法②	法制度分析のための文献調査
調査期間	2014年9月11日(木)~2015年1月23日(金)
調査対象	全国農業会議所:「改正農地法で進めよう! 農地の集積集約」 ⁵⁾ 全国農業会議所:「農地転用許可制度の手引き 改定5版」 ⁶⁾ 林直樹:「撤退の農村計画」 ⁷⁾
調査内容	コンパクトファームを行う際に必要な法制度の分析
調査方法③	実現可能性について意見把握のための行政ヒアリング調査(電話)
調査期間	2015年1月20日(火)14:00~15:00
調査対象	恵那市農業委員会事務局員
調査内容	コンパクトファーム実現可能性についての意見把握

キーワード 農村景観, 保全方策, コンパクトファーム, 中山間地域

連絡先 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-8-14 日本大学理工学部まちづくり工学科 岡田研究室 TEL03-3259-0484



(文献調査およびヒアリング調査をもとに筆者作成)
図2 農地の交換・転用等に関する手続きの流れ

(1) 農地集積・集約に伴う農地交換に関する手続き—

農地交換に関する手続きは、申請者が農地法第三条に基づき申請書やその他必要な関係書類を恵那市農業委員会に提出し、当委員会はその内容の審査を行った後、総会にて許可が決定される。この一連の手続き期間は長くても28日と後述する他の手続き期間と比較して短く、また手順も少なく簡易である。さらにヒアリングによると、農地交換に関する当手続きのうち、元々岐阜県知事が行っていた内容を、平成24年より恵那市農業委員会が受け持つことになったため、手続きがさらに簡素化されたとのことであった。

したがって、「コンパクトファーム」実現のための農地集積・集約に伴う農地交換については、上述した手続きにより実現可能であることが明らかとなった。

(2) 農地山林化に関する手続き—

本研究対象の富田地区は、農地に「農業振興地域」(以下、農振)が設定されている。農振は「農業振興地域の整備に関する法律」で規定されており、農地以外の土地利用を制限することで農地転用を禁ずる定めがある。

したがって、農振のままであれば農業継続が必須のため、集落外縁部の山裾付近の農地においては果樹園とするならば、山林的風景が演出できるといえよう。

他方、上述の事由から農地を山林化する場合には、次項で述べるように、農振の設定解除が大前提となる。

1) 農振の解除手続き—農振の解除には、都道府県知事の許可が必要になるため、前項(1)とは異なり、手続きは三者ないし四者で行われる。まず、恵那市が岐阜県と共同で農地利用計画の改正案を策定し、住民に公告し、広く意見を募集する。これを恵那市が検討したうえ、岐阜県知事と再検討を行い、計画が決定されることで農振の設定が解除される。意見の募集期間及び異議申し立て期間が合計で45日設定されており、ほかにも検討時間を要するため、設定が解除されるまでには多くの手順と時間がかかることを捉えた。これまでの解除事例について、ヒアリングによると、恵那市では平成24年度には保育園建設のための許可事例を出した実績があり、また平成25年度には農家住宅を建てるために15件の許可事例があった。農振の解除による山林化については前例がないとのことである。

2) 農地転用許可の手続き—農振が解除されたあとは農地転用の手続きを行う必要がある。手続きは申請者をはじめ、恵那市農業委員会、岐阜県知事および岐阜県農業会議の四者で行われる。申請者は農地法第四条に基づき申請書を提出し、恵那市農業委員会が意見を付して岐阜県知事に提出。岐阜県知事は岐阜県農業会議に意見を聴取した上で、許可の通知を農業委員会を経て申請者に送る流れになっている。手続き期間は6週間と、農振の解除とほぼ同程度となる。これより、農振解除関連の諸手続きは、農地集積・集約と比して長期的かつ汎雑になりがちといえそうである。

しかしヒアリングより、農地から公園への転用であれば公共性が高いことから、転用許可が下りる可能性があるとの回答を得た。この具体策としては周辺部の山林と一体化した里山公園整備などが考えられよう。

4. 結論—以上より、本稿では現行法制度と行政評価より、農地の集積・集約による「コンパクトファーム」は実現性が高いことを捉えた。しかし、農振解除による方策は県・市・地元等の複雑な調整や合意を必要とし、農地転用手続に手間と時間もかかることから、更なる検討を要することを捉えた。

参考文献

- 1) 小泉雄大ら:「農業活動形態からみた農村景観の成り立ちと保全方策に関する研究-「農村景観日本一」の岐阜県恵那市岩村町富田地区を対象として-」,平成26年度日本大学理工学部学術講演会概要集 CD-ROM, 2014.12.
- 2) 農林水産省 HP <http://www.maff.go.jp/> (閲覧日: 2014.9.2)
- 3) 恵那市 HP <http://www.city.ena.lg.jp/> (閲覧日: 2014.10.4)
- 4) みほま総合事務所 HP <http://www.mihoma-office.com/> (閲覧日: 2014.12.21)
- 5) 全国農業会議所:「改正農地法で進めよう! 農地の集積集約」,pp.2-35,2014.3.
- 6) 全国農業会議所:「農地転用許可制度の手引き 改定5版」,pp.5-60,2014.11.
- 7) 林直樹ら:「撤退の農村計画」,学芸出版社,pp.127-166,2014.6.